

## ミュージア川崎シンフォニーホール・友の会 会員規約

### 第1条：名称

本会は、「ミュージア川崎シンフォニーホール友の会」と称します。

### 第2条：会員

会員とは、本規約を承認のうえ、川崎市文化財団グループが指定管理者として運営するミュージア川崎シンフォニーホール(以下、「ホール」)が入会を認め、かつホール所定の年会費を支払った方をいいます。

ただし、暴力団、暴力団員、その他これに準ずる者等の、反社会的勢力に該当すると認められる場合は入会できません。

### 第3条：会員期間及び更新

会員期間は、ホールが会員として登録した日の属する月の末日から1年間とします。

ただし、会員期間の満了の日までに次年度の年会費を支払うことにより更新手続きが完了するものとし、会員資格期間を1年間延長します。

### 第4条：年会費

- (1)年会費の支払いは、全額一括払いとします。
- (2)初年度の年会費の入金と入会申込書の到着をもって入会とします。
- (3)次年度以降の更新時には、ホールが指定する方法で、期限までに支払うものとします。
- (4)年会費は、理由の如何を問わず一切返金しないものとします。

### 第5条：会員証

- (1)ホールは会員に対し、「ミュージア川崎シンフォニーホール友の会メンバーズカード」(以下「メンバーズカード」)を発行します。
- (2)メンバーズカードは、会員本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することは出来ません。

### 第6条：会員証の紛失、盗難

- (1)会員は、メンバーズカードを紛失し又は盗難にあった場合は、ただちにホールに届け出るものとします。
- (2)紛失、盗難その他の事由によりメンバーズカードを他人に利用され、会員又はホールに損害が生じた場合、会員がその損害の責を負うものとします。

### 第7条：会員特典

会員は、ホールが通知する各種サービスを、所定の方法により利用することができるものと

します。

#### 第8条：届出事項の変更

(1)会員は、届け出た氏名、住所等に変更が生じた場合は、ただちにその内容をホールに届け出るものとします。

(2)前項の届出がないために生じた不利益について、ホールはその責を負わないものとします。

#### 第9条：退会

(1)会員が退会するときは、ホールへの届出を行うとともに、支払い債務を完済しメンバーズカードを破棄するものとします。

(2)会員が届け出た住所、電話番号への連絡が継続して1年以上取れない場合、会員からの申し出が無くても自動的に退会扱いとし、会員資格は更新しないこととします。

(3)次の場合は、ホールが会員の資格を取り消すことができるものとします。

1. 入会時に虚偽の申告があったとき
2. 会員期間の満了の日までに更新手続きがなされなかったとき
3. 本規約に違反したとき
4. 会員として購入した公演チケットを営利目的で転売したと認められるとき
5. 暴力団、暴力団員、その他これに準ずる者等の、反社会的勢力に該当すると認められたとき
6. その他、ホールの運営上支障があるとき

なお、会員資格を取り消された場合でも、ホールに対する債務は免責されないものとします。

#### 第10条：規約の変更

ホールは、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、ホールは変更事項を会員に速やかに通知するものとします。

#### 第11条：個人情報の取扱い

会員から収集した個人情報は、川崎市文化財団グループ個人情報保護方針に則り、上記方針に記載する範囲で取扱うものとします。

#### 附則

この規約は、平成17年4月1日より適用します。

この規約は、平成25年3月1日より適用します。

この規約は、令和2年4月1日より適用します。

この規約は、令和3年4月1日より適用します。